

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例について

愛西市の自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金をご活用ください!

県では、自転車に係る交通事故の防止を図り、事故の被害の軽減および被害者の保護に資するため、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が令和3年3月に制定されました。

本条例は4月1日に施行されましたが、乗車用ヘルメットの着用および自転車損害賠償責任保険などの加入に関しては10月1日に施行されています。

自転車を利用する皆様に、お願いしたいこと

★4月1日施行

- ・ 交通ルールの遵守、歩行者等への配慮
- ・ 自転車の定期的な点検、交通事故防止対策など

★10月1日施行

- ・ 自転車利用時は、大人も子どもも乗車用ヘルメットを着用 **努力義務化**
市では、7月1日より、ヘルメットの購入補助制度を実施しています。
- ※詳細は、広報7月号や市ホームページなどをご覧ください。
- ・ 自転車損害賠償責任保険などへの加入 **義務化**
自動車保険や火災保険、損害保険などの特約として付いている場合もあります。
まずは、ご自身やご家族の保険加入状況を確認しましょう。



☎ 危機管理課 ☎ (55)7130 🌐 <https://www.city.aisai.lg.jp/>

必要な方へ生理用品を無償配布します

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、経済的理由などで生理用品の入手が困難な方を支援するため、災害用に備蓄している生理用品を無償配布します。

▶ **配布内容** / 生理用ナプキン(昼用)1パック(30枚入り×2コ) ※1人につき1パック

▶ **配布個数** / 200パック

▶ **配布期間** / 11月1日(月)から ※なくなり次第終了します。

平日午前8時30分～午後5時15分

▶ **配布場所** / ①市役所1階 社会福祉課・子育て支援課

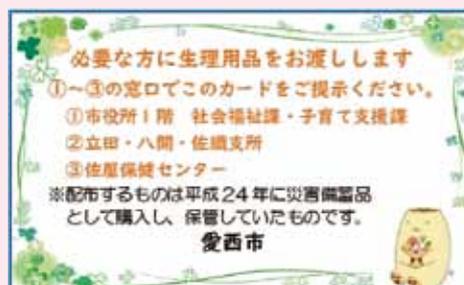
②立田・八開・佐織支所

③佐屋保健センター

▶ **配布方法** / ①～③の窓口、女性用トイレおよび市役所総合案内に設置してある「専用カード」を配布場所でご提示ください。

※生理用品が必要であることを声に出さなくても大丈夫です。

専用カード見本



☎ 危機管理課 ☎ (55)7130